第六十条第二項第一号中「前条第二項第二号の規定に基づき採取された」を「前条第二項第五号から第七号までの規定により採取され、又は混合された」に、「同項第三号」を「同項第八号又は第九号」に、「前条第二項第二号の区画内」を「同項第四号の掘削対象単位区画内」に、「場合における当該二以上」を「場合における当該位置を含む連続する二」に改め、同項第二号中「前条第三項第三号及び第六号」を「前条第三項第八号」に、「これら」を「同号」に、「同項第一号の百立方メートル以下ごとに区分された土壌」を「ロット」に改める。

第六十一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

第六十二条第四号中「所有者」を「使用者」に改める。

別表第一中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「メチルジメント」を「メチルジメトン」に改め、別表第四を削り、別表第三中「第十八条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表を別表第四とし、別表第二中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二　（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき三ミリグラム以下であること。
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・三ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素二十四ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素三十ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。

別表第五の一の項中「九の項」を「六の項」に改める。

様式第一中「法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改める。

様式第八中「及び第五十条第三項」及び「（第50条第3項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第九中「第五十条第四項」を「第五十条第三項」に、「第50条第3項」を「第50条第4項」に改める。

様式第十四の汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置の項の次に次のように加える。

第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨

（土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。